

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：令和3年度）

担当部署名	企画振興部 飯南地域振興局 地域住民課
評価対象期間	令和3年 4月 1日 ~ 令和4年 3月31日
評価対象年度指定管理料	10,855,370 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンター
	所 在 地	松阪市飯南町横野885番地
	設置目的	高齢者・障害者及び住民の福祉を増進するために松阪市飯南高齢者・障害者福祉施設ふれあいセンターを設置する。
	設備の概要	施設の目的を達成するため、ボランティアルーム・多目的ホール・機能訓練室・生活指導室・健康相談室・健康学習室・作業室等を配置し高齢者、障害者及び住民の福祉を増進する事業を行う。（木造瓦葺平屋建て・建築面積1,289.1m ² ）

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会
	所 在 地	松阪市殿町1563番地
指定管理業務の内容	○ふれあいセンターの次に掲げる事業の運営企画に関すること。 ア 高齢者の介護予防等に関する事業 イ ボランティアの育成及び活用の促進に関する事業 ウ 高齢者及び障がい者の生きがいと社会参加の促進に関する事業 ○ふれあいセンターの利用の許可に関すること。 ○ふれあいセンターの利用料金に関すること。 ○ふれあいセンターの維持管理に関すること。 ○前各号に掲げるもののほか、市長の権限に属する業務を除くふれあいセンターの管理に関する事。	
管理業務の実施状況	(利用状況) ○ボランティアルーム : 275件 (3195人) ○多目的ホール : 14件 (4056人) ○ふれあいルーム : 2件 (12人) ○健康相談室 : 70件 (654人) ○診察室 : 6件 (339人) ○生活指導室 : 0件 (0人) 【合計 367件】 (8256人)	
サービスの質の向上	低コストで高いサービス水準を保持するため、サービスの質の向上を目指し施設の目的である高齢者、障害者の住民の福祉を増進する事業を行うとともに施設の環境美化に努め利用者が気持ちよく利用していただくため定期的に清掃を行っている。	
業務運営実施状況	施設設備の維持管理を行うため、施設の清掃業務、施設の警備保障、空調機の保守、電気保安業務、消防設備、受水槽保守点検、自動ドア、事務機器保守等の点検業務を行っている。 (修繕) 指定管理者が修繕を行ったもの トイレ壁修繕、トイレ天井換気扇取替、トイレ手洗い蛇口取替え、排煙応急修理、流し台タンク部品交換、床暖房1系統修繕、誘導灯取替え、煙感知器取替え (修繕) 行政が修繕を行ったもの 照明取替修繕（トイレLED化）、片引き戸・二重引き戸修繕、トイレ洋式化修繕	
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日	

(単位：円)

		事業計画	事業 収 支 実 繫				
			平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業収支推計	指定管理料	10,855,370	9,373,371	9,373,371	10,756,685	10,855,370	10,855,370
	事業収入	3,000	3,240	1,620	1,620	1,650	3,300
	前期末残	0	0	0	0	0	0
	繰入金	237,630	1,744,128	1,701,555	0	0	0
	計 (A)	11,096,000	11,120,739	11,076,546	10,758,305	10,857,020	10,858,670
支出	人件費	6,226,000	5,911,330	5,908,136	6,500,439	6,410,727	6,297,313
	通常維持経費	4,168,000	4,492,401	4,350,364	3,776,717	3,784,434	3,483,992
	その他経費	702,000	717,008	818,046	481,149	661,859	1,077,365
	計 (B)	11,096,000	11,120,739	11,076,546	10,758,305	10,857,020	10,858,670
	収支差引額 (A) - (B)	0	0	0	0	0	0

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評 価 項 目		指定管理者 自己評価		担当部署評価	
業務運営項目	内 容	採点	判定	採点	判定
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	5	A	4	B
	②施設設置目的の達成度	5		4	
	③利用者数	5		5	
	④運営状況	5		3	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	5		5	
	⑥意思疎通	5		4	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	5		4	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	4	A	4	A
	②利用者の平等な利用	5		5	
	③適切な情報提供	5		5	
	④利用促進・PR	4		4	
	⑤非常時・緊急時の対応	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	5		5	
	⑦自主事業	4		4	
	⑧利用者アンケートの実施	4		4	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	4	A	3	A
	②備品・什器等の保守点検	5		4	
	③修繕業務	5		5	
	④樹木・植栽等管理業務	5		5	
	⑤清掃業務	5		3	
	⑥鍵管理	5		5	

【(注1) のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1- (2) の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
【努力した点・成果等】	【評価すべき点】
<p>○各種行事及び教室の開催など、地域住民に幅広く利用されており、福祉の拠点として意識付けられている。</p> <p>○今年度も、消防法に規定している年二回の消防訓練のうち一回を地震を想定した訓練を取り入れた。</p> <p>○新型コロナウイルス感染対策として、玄関へ自動検温器や消毒器の設置、窓口での来訪者記録を徹底し、毎日の館内の消毒を行った。</p>	<p>○本施設は、主に飯南管内の健康・福祉において、地域住民、民生委員、ボランティア、保健師等の活動拠点として、地域から高い信頼と親しみをもって存在しているが、指定管理者は、その点を十分に理解し、その期待を裏切らない親切で丁寧なサービスを気取らずに展開していただいている。</p> <p>○新型コロナ感染症対策について、指定管理者が中心となって施設内で十分対応していただいている。また、エコフィスなどの環境に関する取組についても積極的に推進され、環境負荷の低減、低コストの施設管理・運営の尽力されている。</p> <p>○当該施設は地震の避難所に指定されており、横野地区で最大の収容人数が期待されている。地震を想定した訓練は、職員を含む利用者の防災に対する知識向上に繋がっている。</p>
【改善すべき点】	【指導すべき点】
<p>○今後も、充実した施設として利用者ニーズに即するよう努力・改善をしていきたい。</p> <p>○経年劣化に伴い、修繕の必要な箇所が多発する状況下にあり、業務委託先の業者による保守点検だけでなく、日常的に施設の見回りや修繕計画を作成し、修繕の進捗状況の管理などをていきたい。</p> <p>○今後空調設備も劣化し多額の修繕を要していることなどから、設備の見直しなども視野に入れた方がいいのではないかと考える。</p>	<p>○本施設は、木造であり、経年変化とともに老朽化が進み、どうしても修繕が必要な箇所が増えてきている。大きな修繕については、そのコストを行政が負担するというルールで指定管理をしているが、管理運営そのものは、指定管理者が責任を持って行う必要があり、今後もさらに一層の注意を持って、利用者・職員の安全性を高めるとともに、快適な施設環境の維持に努められたい。</p> <p>○令和2年度の建築基準法12条点検により、防火扉前に段ボールが積んであり防火扉が自動で閉まらない可能性ありとの指摘あり。再三の注意にも関わらず、改善していない。本施設は地震の避難所に指定されているため、地震を想定した具体的な避難経路の確保を念頭において常日頃から管内の整理整頓に努めいただきたい。</p> <p>○条例に定められた指定管理者が行う業務のうち、「高齢者の介護予防等に関する事業」「ボランティアの育成及び活用の促進に関する事業」「高齢者及び障害者の生きがいと社会参加の促進に関する事業」の運営企画について、指定管理者が強みとする地域福祉の観点からより積極的かつ活発に行っていただき、高齢者・障害者及び住民の福祉の増進に努めていただきたい。</p>
【所属長意見（今後の方向性等）】	
<p>○本施設は、地域住民の健康と福祉の増進における拠点施設と位置付けられ、指定管理者である社会福祉協議会が、その拠点機能を最大限に生かした管理運営を行っていただいている。今後は広報広聴活動に力を入れて、より地域に愛される施設運営にあたっていただきたい。</p> <p>○本施設は、高齢者・障がい者にとって重要な地域福祉の拠点であり、かつ、地域福祉関係者が集う施設としても必要不可欠なものであるが、平成13年の建築から20年が経過しメンテナンスや修繕に関する費用が増加する傾向にある。地域に親しみのある施設の今後について公共施設マネジメントの視点で管理内容等の整理を行い、修繕の必要性を判断していただきたい。光熱水費については、その使用料や使用頻度に応じて適正な負担を求めていただきたい。</p>	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。 早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる